

産業廃棄物処理管理手順書

環境安全文書

産業廃棄物処理管理手順書制定・改訂履歴表

制定・改訂 年・月・日	制定・改訂内容・理由	起案者 (日付)	承認者 (日付)
制定 第1版1号 2006.01.16	新規制定	2006.01.16 伊藤 確認済	2006.01.16 村田 承認済
改訂 第1版2号 2006.03.01	廃棄物処理依頼書の様式を変更	2006.02.28 伊藤 確認済	2006.02.28 村田 承認済

産業廃棄物処理管理手順書

1. 目 的

この手順書は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下法律）等関係法令を遵守し、三光化学工業株式会社相模工場及び技術開発部（以下工場等という）から生ずる廃棄物を適正に処理し、廃棄物の資源化及び減量化を図るとともに、事業活動を円滑に運営し、社内環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 定 義

この手順は、事業活動に伴って生ずる「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」（以下「特別廃棄物」という）の発生から処分完了まで、廃棄物の管理全般に適用する。

3. 管理業務組織

- ① 「産業廃棄物及び特別廃棄物」（以下「廃棄物」という）の管理業務は、品質環境安全グループが行う。
- ② 「産業廃棄物」の管理責任者は、品質環境安全グループ長とし、「特別廃棄物」の管理責任者（以下「特管」という）は有資格者をもってこれにあてる。
- ③ 工場等の各部署に管理責任者を置き、排水量の把握、分別、保管と資源化、減量化を図らせる。
- ④ 「廃棄物」の管理は、①廃棄物全体の排出量、分別、保管、外部処理を管理すると共に資源化、減量化の教育指導を行う。②マニフェスト、契約書、処分場の確認、届出等の管理業務を行う。

4. 定 義

この手順における「廃棄物」は次をいう

- ① 処理業者に委託する「産業廃棄物」及び「特別廃棄物」
 - ・汚泥 ・廃油 ・廃酸 ・廃アルカリ ・金属屑（再利用不能） ・ガラス屑（再利用不能）
 - ・廃プラスチック類 ・紙屑
- ② 再利用できる廃棄物は、行政機関への届出対象としないが管理対象とする。

5. 廃棄物の持ち込み及び保管管理

「廃棄物」は、次の様に分類し、品質環境安全グループは常に廃棄物保管場所の機能を十分活用できるように努め、発生した「廃棄物」の減量化・資源化や処理が容易になるように、種類別、性状別に分別・保管の徹底を図る。

- ① 「廃棄物」が２種類以上で構成している場合は、極力分別して廃棄する。分別できないものは主たる構成物の分類に従って廃棄する。
- ② 「廃棄物」の保管場所は品質環境安全グループで定め、当該「廃棄物」が飛散、流出、地下への浸透及び悪臭が発散するおそれのないようにし、飛散、流出等のおそれがある場合は容器等に入れ、その防止を図る。
- ③ 再利用可能な「廃棄物」は、社内利用に努めるとともに、資源化を検討する。

産業廃棄物処理管理手順書

- ④ 「廃棄物」を保管場所へ持ち込む際の留意点
 - a) 各部署で「廃棄物」を持ち込む時は、「廃棄物処理依頼書」により事前に工場長の承認を得る。
また、空ドラムを保管しておく際はキャップを取り横積みにして置く。
 - b) 長物は出来る限り 1 m 以内に裁断し、圧縮可能な綿やフィルター等の「廃棄物」は圧縮に努めて持ち込むこと。
 - c) 廃棄物保管場所には、有害な物質を含むものは持ち込まない。有害な物質を含むものを廃棄しようとする時は、品質環境安全グループ長の許可を得て、廃棄物名を明記して指定された場所に持ち込む。
 - d) 自然発火の可能性がある「廃棄物」については、予め水に浸し、一般廃棄物として処分する。
一般廃棄物の持ち込みは回収業者が来る日にする。
 - e) プラスチック製容器の試薬類を廃棄する場合は、医療系廃棄物と区分するためにラベルを剥がした上で廃棄物置き場に持ち込む。
 - f) 「廃棄物」を持ち込む場合は、整理整頓に心掛ける。
 - g) 中和処理後の廃液の経時変化で強酸性に戻る可能性のある物質については、ケミドラムに抜き出す。
- ⑤ 性状的に資源化の困難な「廃棄物」は、減量化及び安定化率の高い中間処理方法を選択する。

6. 委託処理

以下業務は、主に品質環境安全グループで行う。

- ① 「廃棄物」を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、適正処理に必要な情報を提供し委託する。
尚、「特別廃棄物」の処理を委託する場合は、種類、数量、性状、取り扱う際に注意すべき事項等を文書で通知する。
- ② 産業廃棄物処理業者の選定は、各自治体の許可を有する業者の中から選定する。
- ③ 委託する場合は、許可書及び処理設備等を必ず確認し、許可書の写しの提出を求め保管する。
契約更新時には必ず許可書の写しの提出を求める。
- ④ 処理の委託にあたっては、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により 1 社以上と契約を締結する。
- ⑤ 品質環境安全グループと「特管」は、委託処理業者の処理施設や処分場を、調査し、委託した「廃棄物」が適正に処理されていることの確認を行う。
- ⑥ 委託処理業者に対する廃棄物処理又は売却等の依頼と引き渡しにおいては品質環境安全グループが行う。
- ⑦ 品質環境安全グループは、廃油等については委託処理業者と金属ドラム本体の錆及びドラムキャップの腐食状態を確認し、確認した状況はチェックリストに記入する。
- ⑧ 運搬途中で「廃棄物」が飛散、流出するおそれがない状態で委託処理業者に引き渡す。

産業廃棄物処理管理手順書

7. 伝票処理

- ① 「廃棄物」の処理にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用する。
- ② 品質環境安全グループは、廃棄物を引き渡すときにはマニフェストを交付する。また、品質環境安全グループは、これらのマニフェストを管理するとともに、廃棄物の処理が適正に行われたかどうかを確認し、これを5年間保管する。
- ③ 品質環境安全グループは、マニフェストの写しが返却されない場合、または、委託した産業廃棄物（特別業廃棄物）が不適正に処理されたおそれがある場合には、収集運搬業者又は処分業者に対して確認を求め、必要な措置を講ずる。

8. 分 析

- ① 汚泥、廃酸、廃アルカリについては、その廃棄物の性状を把握し、処分による環境汚染を防止するため、分析調査を行い有害物質等の含有量又は処分基準に適合しているかを確認する。
- ② 分析調査にあたっては濃度計量証明事業所の登録されている分析調査機関に、依頼することを原則とする。
- ③ 分析調査報告書は、品質環境安全グループでそれぞれ5年間保管する。

9. 事故時の措置

各部署では、汚泥等の処理に関し当該廃棄物が飛散、流出、もしくは地下に浸透したとき又はそのおそれが生じた場合は、直ちにその事故及び廃棄物の飛散、流出等についての応急処置を講じ復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく品質環境安全グループ長を経て関係機関に報告する。

10. 廃棄物の管理表

「廃棄物」を適切に管理するため、品質環境安全グループ長は、再利用可能な廃棄物を含む全ての廃棄物の発生日、種類、荷姿、運搬業者、処分業者を記載した記録を作成する。

11. 届出・申請・報告

品質環境安全グループ長は、次の各号に掲げる届出書類及び報告書について、所定の事項が発生したつど遅滞なく作成し、特管に報告とともに関係行政機関に提出する。

- ① 「特別管理産業廃棄物処理計画書」「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を毎年6月30日までに提出する。
- ② 特管を変更した場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書」（規則第14条第2項）を30日以内に提出する。
- ③ 産業廃棄物処理責任者を変更した場合は、「産業廃棄物処理責任者設置（変更）報告書」（規則第14条第3項）を30日以内に提出する。

12. 本規定の改廃

本規定は、品質環境安全グループ長が起案し、生産技術部長が承認する。

(本依頼書は、処理廃棄物 1 品毎に作成してください)

廃棄物処理依頼書

受付No. _____

廃棄物通称名

平成 年 月 日

廃棄物の処理を依頼致します。

排出職場名			所属 G 長		依頼 者	
廃棄物種類 ☐ 一般廃棄物 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐燃えがら ☐汚泥 ☐廃油 ☐廃酸 ☐廃アルカリ ☐廃プラスチック類 ☐紙くず ☐木くず ☐ガラス及び陶磁器くず ☐金属くず ☐建築廃材 ☐繊維くず ☐ゴムくず ☐廃石綿等 ☐その他 ()					
関連法規	☐ 危険物 (類 石) ☐ 有機溶剤 ☐ 特化物 ☐ 毒劇物 ☐ 悪臭物					
廃棄物形状	☐液状(バーナー噴射可) ☐液状残渣固着 ☐泥状(流動性有) ☐粒状 ☐筒状 ☐粘液状(ポンプ UP 可)(固液分離要) ☐泥状(流動性無) ☐板状 ☐塊状 ☐水あめ状(高粘度) ☐スラリー状(固液懸濁) ☐粉状 ☐棒状 ☐その他 ()					
有害物質の 含有量						
廃棄物特性	☐引火性 ☐可燃性 ☐揮発性 ☐悪臭・刺激性 ☐感染性 ☐自然発火性 ☐難燃性 ☐毒性 ☐重合・反応性 ☐有害ガス発生 ☐爆発性 ☐不燃性 ☐腐食性 ☐混合危険性 ☐その他 ()					
荷 姿	ドラム缶	☐ 標準ドラム ☐ ケミドラム ☐ オープンドラム蓋付 ☐ その他 ()				
	金属缶	☐ ブリキ缶 ☐ ペール缶 ☐ オープンタイプペール缶 ☐ その他 ()				
	プラスチック容器	☐ ポリ缶 ☐ ポリ袋 ☐ ポリドラム ☐ その他 ()				
	ガラス容器	☐ ビン ☐ その他 ()				
	紙容器	☐ ファイバードラム ☐ ダンボール箱 ☐ 紙袋				
	その他	☐ 耐圧容器 ☐ フレコン ☐ バラ ☐ タンク ☐ その他 ()				
	容器の容量	() ㍓ ・ kg ・ 本				
コ メ ン ト	容器の状態	☐正常 ☐腐食 ☐変形 ※ドラム缶の過充填を防止して下さい。(上部 10 cmは空けて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。				
検 印		工場長	生産技術 部長	品質環境 安全G長	品質環境 安全担当	

□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2006. 03. 01

別表－１

産業廃棄物処理工程表

分 類	中 分 類	中 分 類 の 内 訳
廃プラスチック	固形容器成型品 フィルム状態	ポリ容器、ペットボトル、アクリル版、カードケース、ガスライター（中身を抜く）、ビニールシート、ビニール袋、ポリシート、ＯＨＰシート、フィルム、ラップ、菓子包装紙、セロハンテープ、ビニールホース、保温材、スレート
	塩ビ系樹脂	配管材、マーカーペン、キャップシール、カードケース
	発砲スチロール	クッション材、カップラーメン容器、スポンジ
	ゴム系	ホース類、ゴム手袋、安全靴
紙 屑	段ボール・新聞・雑誌	コピー用紙（リサイクル）、段ボール（リサイクル）、プリンター用紙、感熱紙、新聞、雑誌、パンフレット、ラミネート紙、カタログ、封筒、ハガキ、私生活紙（ティッシュ等）紙コップ、飲料パック、ノンカーボン紙、仕切帯板、カートン、防水加工包装紙、ラベル保護用厚紙
	※○秘・混合紙屑	○秘書類等（ファイルのままで但し金具は除く）
金属屑	鉄関係（８ｍ ^３ コンテナ）	マウンテンキャップ、王冠、切削屑、金属部品
	缶類（残査物無し）	スチール缶、スプレー缶（中身を抜く）、ベール缶
	非鉄	真鍮、銅、アルミ缶、ステンレス、
	被覆電線	配線（銅、アルミ）被覆電線
	設備装置撤去	設備撤去で発生する廃材
汚 泥	※特管産業廃棄物	蒸留初留カット、蒸留残査、廃溶剤
	産業廃棄物・３％未満スラリー	廃水処理ウェットケーキ、くん煙剤の汚泥、くん煙剤の粉体
	発生源分別	廃硫黄、使用済み吸収剤、掃き溜めの粉、スカム、活性炭
廃 油	溶剤	潤滑油、切削油、実験・分析の廃液
	廃油付着ウエス	現場で溶剤等を拭いたウエス
	廃農薬	除草剤、
廃アルカリ	洗浄液	アルカリ、クロールピクリン
ガラス屑	透明ビン	耐熱ガラス、
	着色ビン	リサイクル
	生きビン	ビール瓶、酒瓶等
	蛍光灯、サークライン、電球等	

2006.01.16

産業廃棄物処理工程表

分 類	中 分 類		中 分 類 の 内 訳
処理困難物	乾電池	アルカリ	リサイクル
		水銀	
		マンガン	
		ボタン電池	
	注射針		サンプリング用（マイクロシリンジを含む）、 医薬用除く
	O A機器		リサイクル法により処分
	家電廃棄物		事業系を除く
一 般			厨房残渣、事務系紙、一般的汚れウエス、繊維屑、残飯、 草木屑、煙草の吸い殻

2006.01.16

段ボールを容器として使用できる。細かな物は段ボールに入れて処分ができる。

環 境 管 理 組 織 図

